

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国税庁課税部酒税課）

項目名	外国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し		
税目	酒税		
要望の内容	<p><b>【制度の概要】</b>                  酒類製造者が、消費税法に規定する輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場において、税務署長から輸出酒類販売場の許可を受け、自ら製造した酒類を外国人旅行者などの非居住者に対して、当該酒類に係る消費税に加えて、酒税を免税して販売することができる。</p> <p>外国人旅行者向けの消費税の免税制度については、令和6年度税制改正大綱において、「免税店が販売時に外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に持ち出しが確認された場合に、旅行者にその消費税相当額を返金する仕組み」とし、「新制度の検討に当たっては、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮」する方向で見直しを行うこととされた。</p> <p><b>【要望の内容】</b>                  外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しに当たっては、引き続き当該制度の上乗せとして、輸出酒類販売場が一体的に運用されることを前提に、酒類製造者の負担軽減に十分配慮して行うこと。</p>		
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p><b>【関係条文】</b>                  租税特別措置法第87条の6</p>	<p>平年度の減収見込額</p> <p>（制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>	<p>－ 百万円</p> <p>（ － 百万円）</p> <p>（ － 百万円）</p>
	<p>(1) 政策目的</p> <p>外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減を通じ、免税店制度を活用して訪日外国人旅行者に対する酒蔵での日本産酒類の販売促進を図ることで、地方における外国人旅行消費の拡大、認知度向上を通じた日本産酒類の輸出促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>政府として、日本の農林水産物・食品の輸出金額を、「2025年までに2兆円、2030年までに5兆円」という目標を掲げており、清酒、ウイスキー、単式蒸留焼酎・泡盛の3品目を輸出重点品目に掲げている。</p> <p>政府目標の達成のためには、海外における日本産酒類の知名度の向上を図る必要があるが、コロナ禍により減少していた訪日外国人旅行者数は、2023年のコロナウイルスの感染症法上5類への移行により、急激に増加しており、こうした訪日外国人旅行者に対して、自国へのお土産として購入し、自国へ持ち帰ってもらうことで、海外での日本産酒類の知名度の向上を図ることが可能である。</p> <p>そうした訪日外国人旅行者に対するお土産目的で日本産酒類の購入を促すためには、消費税の免税に加えて、酒税を免税にする酒蔵ツーリズム免税制度が有効であり、訪日外国人旅行者数が増加する中にある場合は、さらに重要性を増している。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	酒類業の健全な発達 （日本産酒類の輸出環境整備）
		政策の達成目標	「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日 農林水産業・地域の活力創造本部決定） ・清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛の輸出金額 2025年までに600億円、680億円、40億円
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	輸出酒類販売場の許可件数：139件（令和6年4月1日現在）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本要望は、現在一体的に運用されている外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しに伴い、必要な制度の見直しをあわせて行うよう求めるものであり、他に有効な手段はない。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	外国人旅行者向け消費税免税制度について、見直しの方向性が示される中、同制度と一体となって効率的に運用している本制度についても、事業者に過度な負担を強いることのないよう見直しを行うことが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	2020年：157件 2021年：160件 2022年：143件 2023年：140件 2024年：139件（令和6年4月1日時点）
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成29年度税制改正において措置された。	